

告 示

埼玉県告示第千三十六号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

三級基準点測量（公社営農地耕作条件改善事業 上南畑戸中堀地区）

三 作業地域

富士見市大字上南畑地内

四 作業期間

令和五年七月二十日から令和六年三月二十九日まで